

【参考資料】

議案第 7 1 号 朝霞市税条例の一部を改正する条例

総務部課税課

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、朝霞市税条例の一部を改正するものです。

施 行 日：①公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の
1 月 1 日
②令和 7 年 4 月 1 日

◎改正内容 ○内数字は施行日の番号

第 3 4 条の 7 第 1 項 ①公益信託に関する法律の施行日の翌年の 1 月 1 日
【寄附金税額控除】
法改正にあわせて改正

第 5 6 条 ②令和 7 年 4 月 1 日
【固定資産の非課税の適用】
法改正にあわせて改正

附則第 4 条の 2 ①公益信託に関する法律の施行日の翌年の 1 月 1 日
【公益法人等に係る市民税の課税の特例】
法改正にあわせて改正

担 当

総務部課税課

市民税係 048-463-2852

固定資産税係 048-463-2875